明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通七八）　一

〔告　示〕

○工業統計調査規則第七条第二項の規定に基づき、工業調査票甲及び乙の様式を改める件（経済産業二七四）　二

○工業統計調査規則第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を定めた件（同二七五）　五

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一三三四）　六

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同一三三五）　七

○旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示（同一三三六）　七

○旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項の一部を改正する件（同一三三七）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　九

裁判所
破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人大学入試センター平成二十七事業年度財務諸表、熊本県における個人型年金加入者掛金に関する個人型年金規約第八十七条の二第二項及び第八十七条の三第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件、企業年金基金設立・変更関係　四

地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇

会社その他
会社決算公告　五五

省令

○国土交通省令第七十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第二項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十四条第一項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十条第一項並びに第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項中「できるもの」の下に「及び通路に設けられるもの」を加え、同項の表第一号中「前向き座席」という。）」の下に「（容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項の規定は、第一項の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、同項の規定の適用を受けない座席（第二十二条第三項第一号に掲げる座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「次項」と、前項中「第一項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の四中「から二年」の下に「（前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）」を加える。

第三十三条第二項中「二年」の下に「（第三十一条の三第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）」を加える。

第三十六条第十二項中「第二十二条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第三条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十九条」に改める。

第二十四条第二項中「運行状況」を「運行の状況」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

第三十八条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者

第四十七条の七第一項中「に係る」を「にかかわる」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。